

神奈川ひまわりだより

NEWS Vol.5

法律相談センターニュース

令和3年3月 第5号

発行: 神奈川県弁護士会 法律相談センター運営委員会 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地 電話: 045-211-7707(代表)

Copyright ©Kanagawa Bar Association All Rights Reserved.

目次

- (1) 委員長メッセージ
令和2年度の活動報告
- (2) 相談センター／統計データ
相談センター／相談所紹介
- (3) トピック
弁護士会の中小企業支援事業
弁護士会の高齢者支援事業
相談センター ホットライン
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策
編集後記
問い合わせ先



「法律相談センターニュース」Vol.5の発行にあたって



神奈川県弁護士会
法律相談センター運営委員会

委員長 狩倉 博之

令和2年度は緊急事態宣言の発出に始まり、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年となりました。4月の緊急事態宣言時には裁判期日の大部分が延期・取消しされ、当会法律相談センターにおいても2か月間にわたって相談所を閉所せざるを得ない状況となりました。

閉所期間中、当会においては緊急の電話相談窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に係る法律問題専用の相談も実施しました。6月以降は相談所を再開し、面談相談の一部を電話相談に変更するとともに、面談相談においてはアクリル板の設置、換気・消毒の徹底、相談と相談の間にインターバルを設けるといった感染防止策をとっております。また、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が新型コロナウイルス感染症の影響による場合にも適用されることになったことを受け、同ガイドラインに関する

相談窓口を設け、債務整理を支援する専門家を推薦するなど、返済が困難となった方々の支援にあたっています。

このように、現状、当センターは事業を再開・継続することができておりますが、自治体、事業者関係団体、士業団体、法的支援を必要とする方々を支援されている団体との協働・連携事業の多くは中止・中断を余儀なくされております。利用者の権利の擁護と実現をより実効的に図るためには、関係各団体との連携・協働が不可欠ですので、懇談会及び合同相談会等を一日も早く再開させ、これまで以上に緊密な関係を築かせていただくことを心から願っております。当センター及び運営委員会といたしましては、引き続き関係各団体の皆様にご指導をいただきつつ、事業のより一層の充実に努めてまいりますので、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

本ニュースも、おかげさまで第5号を発行するに至りました。コロナ禍における当センター及び運営委員会の活動を知っていただき、皆様の事業に当センターをご活用いただきましたら幸甚に存じます。

令和2年度の活動報告

令和2年4月

- ・無料法律相談週間実施
(相談事業部会)
- ・藤沢サテライト相談試行開始
(相談事業部会)
- ・エンディングサポート本施行開始
(あっせん事業部会)

令和2年10月

- ・無料法律相談週間実施
(相談事業部会)
- ・横浜市市民法律講座実施
(委託事業部会)

令和2年11月

- ・座間市無料法律相談会実施
(相模原法律相談センター)

～以下は今後実施予定のものです～

令和3年3月

- ・相模原市・座間市無料法律相談会実施
(相模原法律相談センター)



相談センターマスコットキャラクター「みみん」と「のるん」

法律相談センター／統計データ

- (1) 相談所数／ **8か所** (関内・横浜駅西口・横浜駅東口・相模原・小田原・横須賀・川崎・海老名)
- (2) 年間延べ相談件数／ **12,328件** (令和元年度実績)
- (3) 各種あっせんダイヤル受付件数／ **1,574件** (令和元年度実績)
- (4) 相談担当者を派遣している自治体／神奈川県(県民の声・相談室等)、横浜市・各区役所等、相模原市・各区役所等、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、平塚市
- (5) 相談担当者を派遣している団体／(株)日本住情報交流センター、神奈川県トラック協会、神奈川県産業振興センター、横浜しごと支援センター、横浜商工会議所、平塚商工会議所、相模原商工会議所、境界問題相談センターかながわ、平塚信用金庫、かながわ労働センター県央支所、かながわ男女共同参画センター、茅ヶ崎市女性センター、ソレイユさがみ、社会福祉協議会、あんしんセンター、横浜企業経営支援財団 など
- (6) 自治体・団体への年間派遣者数／ **4,325名** (令和元年度実績・(4)(5)の総合計)

相談センター／相談所紹介

<p>関内法律相談センター 横浜市中央区日本大通 9 神奈川県弁護士会館 1F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故相談 ・消費者相談 ・子どもの人権相談 ・働く人の法律相談 ・外国人法律相談 	<p>TEL 045-211-7700</p> 	<p>横浜駅西口法律相談センター 横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TSプラザビル 4F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律相談 ・債務整理相談 ・事業者相談 ・賃貸住宅なんでも相談 ・空き家・近隣問題相談 ・高齢者の暮らしに関する相談 	<p>TEL 045-620-8300</p> 
<p>横浜駅東口 家庭の法律相談センター 横浜市西区高島 2-18-1 そごう横浜店 6F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の法律相談 (相続・離婚・成年後見など) 	<p>TEL 045-451-9648</p> 	<p>川崎法律相談センター 川崎市川崎区駅前本町 3-1 NMF川崎東口ビル 11F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律相談 ・債務整理相談 ・交通事故相談 ・家庭の法律相談 ・事業者相談 	<p>TEL 044-223-1149</p> 
<p>小田原法律相談センター 小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 2F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律相談 ・債務整理相談 ・家庭の法律相談 ・交通事故相談 	<p>TEL 0465-24-0017</p> 	<p>相模原法律相談センター 相模原市中央区富士見 6-11-17 神奈川県弁護士会相模原支部会館 1F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律相談 ・債務整理相談 ・離婚相談 ・相続相談 	<p>TEL 042-776-5200</p> 
<p>横須賀法律相談センター 横須賀市日の出町 1-5 ヴェルクよこすか 3F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律相談 ・債務整理相談 ・家庭の法律相談 ・交通事故相談 	<p>TEL 046-822-9688</p> 	<p>海老名法律相談センター 海老名市めぐみ町 6番2号 海老名市商工会館 2F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律相談 ・債務整理相談 ・家庭の法律相談 	<p>TEL 046-236-5110</p> 

サテライト相談 ※期間限定にて、開催日は神奈川県弁護士会ホームページでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

- ▶ 厚木週末相談 (アミューあつぎ 市民交流プラザ) ——— 小田原法律相談センターにて予約受付
- ▶ 平塚週末相談 (三島カルチャー貸会議室) ——— 小田原法律相談センターにて予約受付
- ▶ 溝の口法律相談 (シェア型複合施設「one」) ——— 川崎法律相談センターにて予約受付
- ▶ 藤沢法律相談 (フジサワ名店ビル7階Bホール) ——— 関内法律相談センターにて予約受付

トピック

神奈川県弁護士会の中小企業支援事業

神奈川県弁護士会法律相談センターでは、事業を営まれている個人・法人の方々に、電話でのご相談や出張相談会、弁護士紹介制度等を準備しております。相談所における相談と合わせて、お気軽にご相談ください。

電話でのご相談 ひまわりほっとダイヤル 	出張相談等 出張相談会 	講師派遣 	相談所での相談 事業者の経営に関する法律相談 
弁護士を紹介します 顧問弁護士紹介制度(個人) 	顧問弁護士紹介制度(法人) 	労働審判代理人紹介制度 	総合法律相談 

神奈川県弁護士会の高齢者支援事業

神奈川県弁護士会法律相談センターでは、ご高齢の方や障害をお持ちの方でも適切な法的サービスをご利用いただけるよう、電話でのご相談や派遣相談、弁護士紹介制度等を準備しております。相談所における相談と合わせて、お気軽にご利用ください。

電話でのご相談





遺言相続お悩みダイヤル 	交通事故コンシェルジュ 	債務整理ダイヤル 
--	--	---

派遣・出張相談等

派遣法律相談 	出張相談会 	出張セミナー 
---	--	--



弁護士を紹介します

ホームロイヤー紹介制度 	任意後見・財産管理に関する法律相談担当者紹介制度 	終活相談担当者紹介制度 	遺言執行者紹介制度 
--	---	--	--

相談所での相談

法テラス相談援助利用による高齢者の暮らしの相談 	家庭の法律相談 	相続相談 	総合法律相談 
--	--	---	---

相談センター／ホットライン

遺言・相続お悩みダイヤル

交通事故コンシェルジュ
 受付後、受付日の翌日(土日祝日を除く)までに弁護士からお電話いたします。20分程度無料で電話相談ができます。

子どもお悩みダイヤル

.....
 受付後、受付日の翌日(土日祝日を除く)までに弁護士からお電話いたします。15分程度無料で電話相談ができます。

ひまわりほっとダイヤル

.....
 受付後、受付日の翌日(土日祝日を除く)までに弁護士からお電話いたしますので、面談相談のご予約をお取り下さい。初回は30分まで無料で面談相談ができます。

民事家事当番弁護士(面談相談)

.....
 受付後、受付日の翌日(土日祝日を除く)までに弁護士の連絡先をお伝えしますので、面談相談のご予約をお取りください。初回は30分まで無料で面談相談ができます。

新型コロナウイルス感染予防対策について

神奈川県弁護士会総合法律相談センター運営委員会 副委員長 渡部 英明

本年度の法律相談センター事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と利用者、当会職員及び当会会員の生命・健康を守るための調整に苦心した1年でした。

市民の権利擁護と市民の弁護士のニーズに応えることは基本的な人権の擁護と社会的正義の実現を使命とする弁護士の団体である当会としての役割を考えると、当会の各相談所の相談事業はコロナ禍においても継続すべきであるという思いがありました。そのため、対面相談を電話相談に切り替えたり、対面相談を実施する際にも感染拡大防止のための具体策の提言もしてきました。例えば、対面相談に際しては、①担当弁護士、相談者のマスク着用、②相談室に入る相談者は原則1名とすること、③担当弁護士、相談者が相談室に入室する際に手指消毒剤の使用、④相談室の窓やドアを開けたままでの相談を実施すること、⑤相談者ごと、相談前・後の机及び椅子などの消毒を徹底すること、などの提言をしてきました。

ところが、政府による緊急事態宣言が令和2年4月7日に発令され、それに伴い、4月10日から当会の各相談所の相談は、全て中止となりました。

しかし、基本的な人権の擁護と社会的正義の実現を使命とする当会としては、早期に相談事業を再開させる必要がありました。そこで、早期に相談担当者弁護士の事務所での電話相談の再開（事務所持機型相談による相談事業の再開）と感染予防対策をとった上で相談所での対面相談を再開すべきとの提言をしました。

以上の提言に基づき、6月1日から総合法律相談、家庭の法律相

談、離婚相談、相続相談について、事務所持機型相談が再開しました。そして、7月1日から感染予防対策を実施した上で面談相談も再開しました。面談相談を実施する際の感染症予防対策は、上記の提言で述べたことのほかに、①各相談室に飛沫防止ボードを設置したこと、②相談と次の相談のインターバルを確保したこと、③ある程度広い相談場所での相談を実施すること、となりました。

令和3年1月7日に再び政府による緊急事態宣言が発令されましたが、今回は全ての相談を中止とすることはせず、1月14日から全ての相談所における相談を無料電話相談に変更しての相談実施となりました。緊急事態宣言が解除され、再度、面談相談が再開された際も、引き続き、感染予防対策を十分した上での面談相談を実施する予定です。



編集後記

神奈川県弁護士会総合法律相談センター運営委員会
事務局長 佐藤 睦巳

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、Zoom等のウェブ会議ツールを利用したやり取りが一気に普及しました。裁判もIT化が進んでおり、既にTeamsというMicrosoftのアプリを用いた会議は珍しくなくなりつつあります。オンライン上では機微を察することが難しいなど、使い勝手が悪い場面もありますが、高い利便性を有していることは言を俟たないところであり、感染拡大防止という社会の要請に適うものです。市民・事業者の方々の権利を守り、実現していくためには、関係各団体との連携が肝要であるところ、こうしたツールを活用して連携が一層深まることを期待しています。今後ともご協力よろしくお願いたします。

神奈川県弁護士会総合法律相談センター運営委員会
事務局次長 清水 茂

本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を優先し、例年実施していた当センターの事業やイベントはことごとく縮小・中止となりました。本誌を編集する過程で当センターの活動報告欄のボリュームが前年度から大幅に減少したことを認識し、改めて市民の方々や他団体の方々とコミュニケーションを取れる貴重な機会が失われたことを実感しました。とはいえ、当センターは、これまでも変動する社会のニーズに対応してその存在意義を示して参りました。今後も、ウィズコロナ時代に対応した、安全にご利用いただける当センターの事業・活動をご報告いたします。次号も是非お楽しみください。

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

お問い合わせ先 TEL 045-211-7700 (代)
<http://www.kanaben.or.jp/consult/guide/>

神奈川県弁護士会 各法律相談センター

お問い合わせ先

関内法律相談センター TEL 045-211-7700
横浜駅西口法律相談センター TEL 045-620-8300
横浜駅東口家庭の法律相談センター TEL 045-451-9648
相模原法律相談センター TEL 042-776-5200

小田原法律相談センター TEL 0465-24-0017
横須賀法律相談センター TEL 046-822-9688
海老名法律相談センター TEL 046-236-5110
川崎法律相談センター TEL 044-223-1149

